

## 墨田区暴力団排除条例（案）概要

### 1 目的

区における暴力団排除活動に関する基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民生活の安全確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 2 基本理念

暴力団が区民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、次に掲げることを基本理念として、区、区民、事業者及び警察その他暴力団排除活動の推進を目的とする機関の連携・協力により、暴力団排除活動を推進する。

暴力団と交際しないこと。

暴力団を恐れないこと。

暴力団に資金を提供しないこと。

暴力団を利用しないこと。

### 3 区、区民及び事業者の責務

#### 区の責務

区は、区民及び事業者の協力を得ながら、警察その他暴力団排除活動の推進を目的とする機関と連携して暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

#### 区民及び事業者の責務

区民及び事業者は、基本理念に基づき、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

ア 暴力団排除活動に資する情報を区又は警察署その他暴力団排除活動の推進を目的とする団体へ提供すること。

イ 区が実施する暴力団排除活動に参画し、又は協力すること。

ウ 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

### 4 行政対象暴力に対する措置

区は、暴力団又は暴力団員が不正な利益を得る目的で、区又は区職員に対して行う違法又は不当な行為を防止し、職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

### 5 事務事業に係る暴力団排除措置

区は、区の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団及び暴力団員の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

## 6 公の施設における暴力団排除措置

### 施設の利用制限

区長は、区の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認めるときは、利用の承認をしないこと、又は利用の承認を取り消すことができるものとする。

### 区営住宅等における暴力団排除

区が設置し、又は管理する規則で定める住宅（ ）においては、暴力団員の入居を拒否するとともに、入居後に暴力団員であることが判明した場合は、住宅の使用許可を取り消すことができるものとする。

墨田区民住宅、墨田区営住宅、墨田区高齢者個室借上げ住宅、シルバーピア及びコミュニティ住宅

## 7 広報及び啓発

区は、区民及び事業者が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

## 8 区民等に対する支援

区は、区民及び事業者が暴力団排除活動を自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

## 9 青少年の教育等に対する措置

青少年の教育又は育成に携わる者は、暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 10 安全確保のための措置

区長は、祭礼、興行その他の行事の運営に暴力団又は暴力団員が関与し、又は暴力団の威力を示すことにより、区民及び事業者へ迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、必要な措置を警察に要請することができるものとする。

## 11 暴力団排除推進店舗証の交付

区長は、事業者がその業務を行う店舗において、暴力団排除活動を積極的に推進し、又は推進しようとする事業者に対し、「暴力団排除推進店舗証」を交付する。

区長は、暴力団排除推進店舗証の交付に当たって、当該事業者が暴力団関係者である疑いがあると認めるときは、警察等に意見の聴取を行うことができる。

暴力団排除推進店舗証の交付を受けた事業者は、その業務の実施に当たり、次の事項を遵守するものとする。

ア 暴力団排除活動を積極的に行うこと。

イ 暴力団関係者から不当要求を受けた場合は、速やかに区又は所轄の警察署に届け出ることを。

区長は、虚偽の申請により暴力団排除推進店舗証を取得した者又は不当要求に係る届出を怠った者について、当該事業者名等を公表することができる。

暴力団排除推進店舗証の申請手続、様式等は、墨田区規則で定める。

## 1.2 施行期日等

本年7月1日

6については、施行日以後に行う施設の利用承認又は住宅の使用許可から適用する。